

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月20日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟地下1階非常用ディーゼル発電設備(B)制御盤室内設置の所内通話装置において、不良(スピーカーから音が出ない)が認められたため、当該所内通話装置を点検・修理。	GIII	
2	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋1階東側通路照明用蛍光灯において、工事用足場材移動中に足場材の接触によりソケット部に破損が認められたため、当該ソケット部を修理。	GIII	